

平成28年度

府中市市民提案型協働事業

募集要領

「市民提案型協働事業」とは？

府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、市民と市との協働によるまちづくりを進めています。

「市民提案型協働事業」は、地域の課題や社会的な課題の解決に向け、市民（団体）と市が協働して実施するものです。

■提案書提出期間

平成27年7月1日（水）～7月22日（水）

提出先：市民活動支援課市民協働推進担当への書類提出

※提出する際は要事前連絡

府中市市民協働推進本部市民活動支援課

目 次

I	市民提案型協働事業とは	1
1	提案できる団体	1
2	対象事業	1
3	補助金の額	1
4	補助対象経費	2
5	市民提案型協働事業のながれ	3
6	応募方法	4
	(1) 提案書等書類の提出	
	(2) 市担当課の決定・市担当課との調整	
	(3) 提案書等の書類の再提出	
7	選定	5
	(1) 公開プレゼンテーションの方法	
	(2) 選考方法	
	(3) 選定結果通知	
8	事業実施	6
	(1) 申請書の提出	
	(2) 市担当課と打合せ	
	(3) 補助金の交付請求	
	(4) 事業の実施に係る留意事項	
	(5) 事業のPR	
9	事業の終了	8
	(1) 事業のふりかえりの実施	
	(2) 実施報告書の提出	
	(3) 報告会及び次年度説明会への出席	
10	情報公開等	8
	(1) 情報公開	
	(2) 個人情報の取扱い	
11	その他	8
II	必要な書類とその記入方法	9
III	総合計画該当チェックシート	17
IV	よくある質問	20
V	市民提案型協働事業補助金審査基準	21
VI	府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱	22

I 市民提案型協働事業とは

1 提案できる団体

次の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- ・府中市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること
- ・定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- ・適切な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- ・政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又はその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

2 対象事業

対象団体が、地域課題や社会的な課題の解決に向けて、自ら企画・提案し、役割分担に基づいて市と協働で実施する事業で、具体的な効果が期待できる事業が対象となります。

なお、原則として単年度で完了するものとします。

<以下の事業は対象外>

- ・営利を目的とするもの
- ・特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・施設等の建設及び整備を目的とするもの
- ・政策立案のための調査など、政策の提案に関するもの
- ・学術的な研究事業に関するもの
- ・地区住民の交流事業等の親睦のみを目的とするもの
- ・国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受けているもの
- ・その他市長が不相当と認めるもの

3 補助金の額

事業に直接要する補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とします。

※本事業については、平成28年度予算の可決後に正式に実施が決定されますことを、ご承知おきください。

4 補助対象経費

実施する事業に直接要する必要不可欠な経費が対象です。団体の経常的な運営経費や飲食にかかる経費は対象外です。

また、事業終了後に提出していただく実績報告書には、すべての経費について領収書の添付が必要になります。

対象経費	対象となる経費の例	備考
報償費 (謝礼金)	外部から招へいする講師・専門家等に対する謝礼	団体構成員が講師として活動する場合は可。
消耗品費	協働事業の実施のために必要な文具・用紙等事務用消耗品費、材料費	短期間、又は一度の使用で消費されてしまうもの、長期間の保存に耐えないもの
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、事業を周知するためのチラシ・ポスター等の印刷費、事業成果物（パンフレット等）の印刷費	
通信運搬費 (郵送・交通費)	資料や案内等を送付するための郵送料（切手、はがき代等）、打合せや事業実施のために要する交通費	外部から招へいする講師・専門家の交通費は謝礼に含める。
保険料	事業に係る保険料	
使用料・賃借料	打合せや事業実施のために必要な会場使用料、事業実施のために必要な資機材のレンタル料	
設営費	事業実施のために必要な会場の舞台装置・設備等の設営費	

<以下の経費は対象外>

- ・団体等の運営に係る人件費
- ・事務所の賃借料、光熱水費
- ・日常の運営に要する消耗品・備品費
- ・飲食に係る経費…など

※補助対象経費となるものでも、領収書等の提出がないものは、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。



ご注意ください！

補助金は公金です。支出してしまった経費であっても、内容が適切でないものについては補助対象外となり、返還していただくことになります。

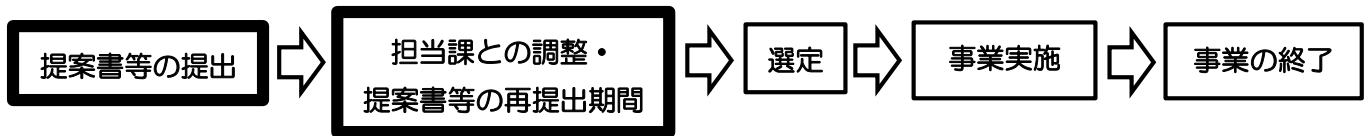
疑問がある場合は、支出する前にご相談ください。

また、補助対象事業の実績額が、すでに交付した額を下回るときは差額を返還していただくことになります。

5 市民提案型協働事業のながれ

時期	内容	期間	備考
平成27年 6月	○広報掲載（6月1日号） ○募集要領公表 ○説明会開催	6月30日（火） 午後6時、 7月1日（水） 午後2時	※府中市役所北庁舎3階第1会議室で開催します。
7月	○提案書等の提出 （市民活動支援課協働推進担当へ書類提出） ※提案内容に応じ市担当課を決定	7月1日（水） ～22日（水）	※書類提出に当たっては、要事前連絡
8月	○市担当課との調整 ○提案書等の再提出期間 ○選定 ※公開プレゼンテーションを実施	7月23日（木） ～8月7日（金） 8月下旬	※担当課との調整後、修正のうえ書類再提出
9月	—選考結果通知—		※本事業は平成28年度予算の可決後に、正式に実施が決定されます。そのため、交付予定額等については平成28年3月下旬以降に通知いたします。
平成28年 4月～	—事業実施決定— ○事業実施に向けた打合せ ○事業実施 ○事業の終了 ※補助金実績報告書提出、補助金の精算 （事業実施30日以内に、市民活動支援課協働推進担当へ提出）		
平成29年 5月	平成28年度市民提案型協働事業実施報告会		

6 応募方法



(1) 提案書等の提出

次の書類を提出いただきます。

■ 提出書類

- ① 府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書
- ② 府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）
- ③ 事業収支予算書
- ④ 団体概要書
- ⑤ 団体の定款・規約・会則
- ⑥ 役員・会員名簿

提案書等、提出いただく書類は、担当課との打合せや選考に用いられますので、**7月22日（水）まで**に、市民活動支援課市民協働推進担当まで、ご提出ください。

※提出された提案書等については返却しません。

※提案事業の企画内容の調整や、応募要件の確認、応募書類の書き方など、お気軽に市民活動支援課市民協働推進担当までご相談ください。

また、締切直前は混み合うことが想定されますので、お早目にご提出くださいますようお願いいたします。なお、面談での相談は、事前にご連絡ください。

(2) 担当課との調整

実効性の高い効果的な協働事業とするため、提出いただいた書類をもとに、市の担当課を決定し、具体的な事業内容について、提案団体と市担当課及び市民協働推進担当とで調整を行います。

市担当課との打合せは、次の視点で行います。

調整の視点

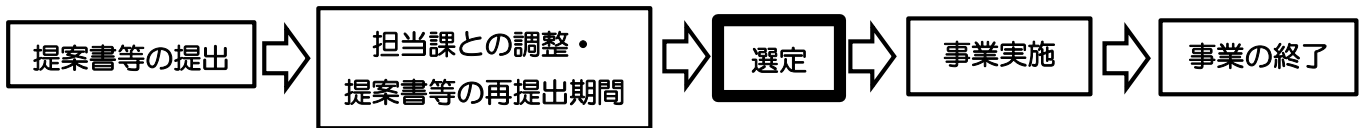
- ・課題の共有
- ・事業の必要性
- ・市との協働の必要性
- ・事業を実施するための課題
- ・役割分担…など

※協議の上、協働事業としての実施上の課題を整理することができなかった場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできません。

(3) 提案書等の再提出

市担当課との調整を受けて、協働事業内容の見直しや修正が必要となった場合は、提案書を再提出いただきます。提案書等は、選考に用いられますので、**7月23日（木）から8月7日（金）まで**に、市民活動支援課市民協働推進担当まで、ご提出ください。

7 選定



(1) 公開プレゼンテーションの方法

選考は提出いただいた書類と公開プレゼンテーションで行います。

公開プレゼンテーションは、①提案団体のプレゼンテーション、②審査員との質疑で行います。

なお、提案書を提出しても、プレゼンテーションに参加しない場合は、選考の対象となりません。また、選考の時点では、提案された事業の実施が保証されるものでもありません。公開プレゼンテーションの日程や時間帯など、詳細は後日お伝えします。

(2) 選考方法

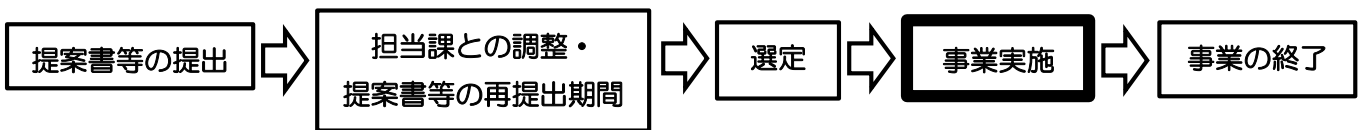
次の表で掲げる項目について、各審査員が点数化します。(P21 審査基準を参照)

審査項目	審査の視点（ポイント）
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。 ・ 新しい視点と創意により組み立てられた事業か。
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わることがふさわしい事業であるか。 ・ 事業内容や実施方法は具体的かつ現実的に考えられているか。 ・ 事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。 ・ 費用対効果の視点に立った検討がされているか。
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。 ・ 多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。
協働の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題解決のために協働という手法が必要か。 ・ 団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ・ 課題解決のために協働を行う事によって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制などがあると認められる団体か。 ・ 団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。 ・ 実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。 ・ 提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。

(3) 選定結果通知

事業の選定結果は、応募団体に通知します。

8 事業実施



※ここからの手続は、平成28年度予算可決後の、平成28年3月下旬以降からとなります。

(1) 申請書・請求書兼口座振替依頼書の提出

補助金交付予定通知書と同封の「補助金交付申請書」を、市民活動支援課市民協働推進担当まで、ご提出ください。なお、補助金の交付請求の際に必要なとなりますので、「請求書兼口座振替依頼書」も併せてご提出ください。

(2) 市担当課と打合せ

事業決定後、実施に向けて、協働相手となる市担当課と、事業目的や内容、役割分担等について、改めて打合せを実施します。

(3) 事業の実施に係る留意事項

事業を進めるに当たっては、定期的に情報や意見を交換しながら、「協働の原則」に基づき、事業を進めます。

● 「協働の原則」とは？

(「府中市市民協働の推進に関する基本方針」より抜粋)

1 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを、相互に理解・認識する必要があります。

2 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

3 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

4 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動団体が自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

5 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

6 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

・事業開始後は、原則として、事業内容や金額の変更はできません。

やむを得ない事情により、事業途中で日程や事業内容等の変更が必要となる場合は、分かり次第早急に、かつ必ず事前に、市民活動支援課市民協働推進担当に相談してください。

また、やむを得ない事情により、事業を中止しなければならない場合は、市民活動支援課市民協働推進担当に連絡してください。

・補助対象事業の実績額が、すでに交付した額を下回るときは、差額分を返金いただくこととなります。

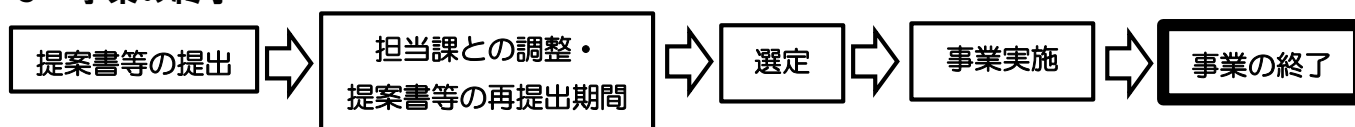
・不正な手段により交付決定を受けたとき、補助金をほかの用途に使用したとき、交付決定に付した条件に反した時は、補助金の交付決定の一部、又は全部を取り消すことがあります。

(4) **事業の PR**

協働事業の実施に当たり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等に「平成28年度府中市市民提案型協働事業」と明記してください。

※団体内部や市との打合せに用いる資料等への明記は不要です。

9 事業の終了



(1) 事業の振り返りの実施

事業終了後、速やかに市担当課と事業の振り返りを行ってください。

(2) 実績報告書の提出

事業終了後、30日以内に、実績報告書を提出していただきます。

■ 提出書類

- ① 府中市市民提案型協働事業補助金実績報告書
- ② 補助金使途明細書
- ③ 領収書の写し
- ④ 評価シート
- ⑤ 補足資料（成果物など）

※評価シートは別途送付します。

※補助対象事業の実績額が、すでに交付した額を下回るときは、差額を返還していただくことになります。

(3) 報告会

協働事業を今後の活動にいかし、ステップアップするため、報告会を開催します。

10 情報公開等

(1) 情報公開

提案書等に係るすべての記載事項は、本事業の目的・主旨の範囲で、協働事業の具体的な事例として、個人情報を除き、市ホームページ等で事例としてご紹介させていただきます。

(2) 個人情報の取扱い

事業実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

11 その他

- 応募に係る費用は、応募団体の負担とします。
- 提出いただいた書類等は返還いたしません。
- 応募は1団体につき、1事業（1提案）とします。

II 必要な書類とその記入方法

【府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書】

- 1 団体所在地
事務所がある場合は事務所の所在地を、事務所がない場合や任意団体の場合は代表者の自宅の所在地を記入してください。
- 2 団体名
団体名称を記入してください。
- 3 代表者名
法人の場合は理事長名、任意団体は代表者の名前を記入し、理事長の印、又は代表者の個人印を押印してください。
※「〇〇会の印」ではなく、「〇〇会会長の印」を押印してください。
- 4 事業責任者氏名
提案に係る責任者を記入してください。（代表者と同一の場合は「代表者に同じ」と記入してください。）
- 5 事業名
提案する事業の名称を簡潔・明瞭に設定してください。
なお、「府中市市民提案型協働事業提案書（事業実施計画書）」「事業収支予算書」も同様の名称を記入してください。
- 6 事業実施時期
事業の実施日（イベント等を行う予定の日）を記入してください。なお、「提案書（事業実施計画書）」の事業実施日と合わせてください。
- 7 総事業費
事業実施に係る金額を記入してください。なお、「提案書（事業実施計画書）」「事業収支予算書」と金額を合わせてください。
- 8 交付要望額
総事業費のうち、対象経費となる金額の2分の1の額で、上限額が50万円までの金額を記入してください。
（例 総事業費100万円、対象経費70万円の場合、35万円が補助金申請額となります。）

【府中市市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)】

- 1 第6次総合計画の位置付け
P17～19に記載の総合計画該当チェックシートを確認のうえ、該当する施策番号及び施策名を記入してください。
- 2 事業の目的及び必要性
事業を計画した背景にある地域課題や行政課題について、課題の解決や市民サービスの向上をねらいにしていることを、整合性、市民要望など、根拠も示して記入してください。

3 事業実施時期

事業の実施日（イベント等を行う予定の日）を記入してください。なお、「府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書」の事業実施日と合わせてください。

4 実施場所

事業を行う会場を記入してください。

5 対象者

どういった方を対象としているか（例 市民、20歳以上の女性、子育て中のママ、60歳以上の男性など）を記入してください。

6 実施内容

どのような内容の事業を行うかを記入してください。

7 市担当課

提案事業の協働先である市の担当課を記入してください。（複数の協働先がある場合は全て記入してください。）

8 他団体との連携

他団体との連携の有無について記入してください。ある場合は団体名も記入してください。

9 期待する事業成果

事業を実施することにより、市民にとってどのような効果や成果があるかを記入してください。

10 事業の成果の活用方法及び将来の展望

事業の成果をどのように捉え、今後どのように活用していくのかを記入してください。

11 協働の必要性

協働の手法で市と事業を実施する必要性について記入してください。

12 役割分担

協働事業を実施するに当たって、団体が担う役割と市の担当課が担う役割をそれぞれ記入してください。

13 協働することによるメリット

協働の手法で市と事業を実施するメリットをそれぞれ記入してください。

14 協働することによる相乗効果

協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。

15 事業実施スケジュール

事業の具体的なスケジュールと内容などを、時系列でできるだけ詳しく記入してください。（いつ、どこで、だれと、だれを相手に、どのように、何をするか、など。）

※別紙で作成いただいても構いません。（その場合、記入欄に「別紙のとおり」と記入してください。）

16 事業のアピールポイント

創意工夫した点や、事業への思いなどを記入してください。

【事業収支予算書】

1 収入の部

交付要望額や自主財源等、事業に係る収入を記入してください。

参加費を徴収する事業も可能ですので、今後の自立性や継続性確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。

2 支出の部

費目ごとに分類し、事業に係る支出を記入してください。

また、各費目の積算内訳（品目、単価、数量等）を明示してください。

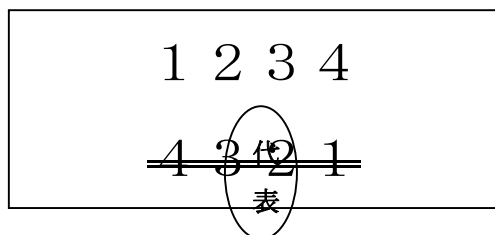
【その他】 関係書類の修正について

補助金関係書類は修正液等での修正ができません。

記入誤りの場合は、訂正箇所^①に二重線を引き、訂正箇所にかかるように代表者名の印（関係書類に押印したのと同じもの）を押し、その上に正しいものをご記入ください。

※ 「請求書兼支払金口座振替依頼書」の金額記入欄は、訂正は一切認められませんので、ご注意ください。

【訂正例】



府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書

平成**年 *月 *日

提出日 (27年7月1日以降)

府中市長

団体所在地 府中市宮西町2-24
 団体名 ○○○会
 代表者名 代表 府中 太郎
 事業責任者氏名 代表者と同じ
 電 話 042 (335) 4414

平成28年度補助金を、次のとおり交付されるよう要望します。

事業名	シンポジウム「○○○○」
事業実施時期	平成29年2月2日 (火) (予定)
総事業費	191,100 円 ※②
交付要望額	90,500 円 ※①
添付書類	1 事業実施計画書 2 事業収支予算書 3 団体概要書 4 団体の定款又は会則 5 団体の会員名簿

P17「総合計画該当チェックシート」を参考に記入してください。

民間提案型協働事業提案書（事業実施計画書）

		名	〇〇〇会
事業名		シンポジウム「〇〇〇〇」	
第6次総合計画の位置付け		<p>(前期基本計画の施策番号及び施策名を記入してください。)</p> 施策番号【59】 施策名【民間活力による地域貢献活動の促進】	
事業の目的及び必要性		<p>(どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図れるかなどを記入してください。)</p> <p>(現状と課題) 府中市において、住民の連帯感の希薄化や担い手不足など、地組織の衰退が見られ、自治会加入率についても平成元年度と比較し、17%以上の減が見られる。一方、NPO・企業等が公共分野の一翼を担い始めている。</p> <p>(必要性) そのため、地域の人達が、地域で起こっていることを話し合い、共有することで、連帯感が生まれ、また、新たな担い手の発掘につながり、「自分の地域を自分たちでよくしよう」という郷土愛の醸成が図ることができる。</p>	
提案内容	事業実施時期	平成29年2月2日(火)(予定)	
	実施場所	府中グリーンプラザけやきホール、NPO・ボランティア活動センター地下1階ほか(予定)	
	対象者	市民	
	実施内容	<p>①基調講演「今、地域活動がおもしろい! (仮称)」</p> <p>講師: 宮町 寿氏 (●●代表) (予定)</p> <p>内容: 自治会、NPO、企業など、全国で起こっている様々な取組についての事例紹介などを想定。</p> <p>②ワークショップ「今、府中で起こっていること (仮称)」</p> <p>内容: 自分の地域で起こっていることを話し合い、事例マップを作成する。</p>	
	市担当課	〇〇〇〇課	
	他団体等との連携	有 (想定している団体等) ・ 無	
事業成果	期待する事業成果	<p>(実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。)</p> <p>地域で起こっている情報を共有することができることで郷土意識の醸成を図ることができる。</p>	
	事業成果の活用方法及び将来の展望	<p>(どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム参加者数やアンケートを集計し、成果を把握する。 ・作成したマップをHP等で共有する。 	

協働の意義及び役割分担	協働の必要性	(なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。) 地域で同じような活動をしている場合もあり、情報共有の必要性を感じている。当会でも情報提供に努めているが、会場確保や広報面で限界がある。市においても、地域課題を市民が互助的に解決していく仕組みを作ることは望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。		
	協働することによるメリット	(団体のメリット)	信頼性の確保ができる。より広い範囲で周知ができる。	
		(市のメリット)	団体間の連携が図れることで、地域の力が向上する。	
	協働することによる相乗効果	(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。) 当会と市で情報共有をすることにより、同じような活動をそれぞれで実施していた団体と連携することで、地域のつながりが生まれ、事業の効果をより一層向上させることができる。		
役割分担	(団体の役割)	シンポジウムに関する企画・運営、講師との調整、ワークショップの実施等。 ※事業の進行については市と協議の上進める。		
	(市の役割)	関係機関との調整、関連団体や関連事業の情報提供、会場の確保、広報への掲載等。		
実現性 (実施スケジュール)	時期	内容		
	平成28年7月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。)		
	平成28年8月	・会場確保(市)		
	平成28年9月	・講師調整(団体)		
	平成28年10月	・講師打合せ(団体)		
	平成28年11月	・講師依頼(市)		
	平成28年12月	・保育士依頼(団体)、中間打合せの実施(市・団体)		
	平成29年1月	・ポスター、チラシ等デザイン、校正、発注(市・団体)		
平成29年2月	・広報掲載、自治会回覧、ポスター・チラシ配付(市)、参加者受付(団体)			
平成29年3月	・参加者受付、配付資料作成、準備物用意(団体)			
	・事業実施、振り返りの実施(市・団体)			
	・報告書提出(団体)			
事業のアピールポイント	(創意工夫や事業への思いなどを記入してください。)			
総事業費	191,100円※②	交付 要望額	90,500円※①	
※ 事業費明細は「事業収支予算書」のとおり				

事業収支予算書

団体名	〇〇〇会		
事業名	シンポジウム「〇〇〇〇」		(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)×1/2 ※対象経費合計(A) (但し、500,000円を限度)
1 収入の部	入場料、広告料、協賛金、 会費、売上金等		
科目			和
補助金	①90,500円	※「市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」の交付要望額と同額	
自主財源	参加費	80,000円	200円×400人
	自己資金	20,600円	
合計	②191,100円		※「市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」の総事業費と同額
2 支出の部			
	科目	金額	経費の明細
対象経費	報償費(謝礼金)	③32,000円	講師謝礼 20,000円(10,000円×2時間) 保育謝礼 12,000円(4,000円×3人)
	消耗品費	④19,000円	用紙 2,000円 インク 10,000円 模造紙 800円 画用紙 3,200円 ラベルシール 3,000円
	印刷製本費	⑤47,000円	チラシ・ポスター印刷 35,000円(5円×7,000枚)、資料印刷 12,000円
	通信運搬費	⑥10,000円	講座連絡用郵便料 52,000円(52円×100枚)、4,100円 (82円×50枚) 講師打合せ交通費 700円
	保険料	⑦20,000円	保険料@20,000円
	使用料及び賃借料	⑧53,000円	会場使用料 48,200円 器具使用料 4,800円
	設営費	⑨0円	
	その他	⑩0円	
	小計(A)	181,000円	
対象外経費	食糧費	10,100円	事業賄 8,000円(800円×10)、2,100円(150円×14)
	小計(B)	10,100円	
合計(A+B)	②191,100円		※「市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」の総事業費と同額

団 体 概 要 書

団 体 名	〇〇〇会		
代 表 者	フリガナ フユウタウ 氏 名 府中太郎		
所 在 地 (連絡先)	住 所 〒 - 上に同じ		
	電話	042-335-4414	FAX 042-365-3595
	E-Mail siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp		
連絡責任者	住 所 〒 -		
	フリガナ 氏 名 上に同じ		
	電話	FAX	
	E-Mail		
設立年月日	平成25年4月1日		
会 費 等	入会金 (5,000円) 会 費 (年・ 月2,000円)		
活 動 内 容 (活動目的などを記入してください。)			
直近2年の活動実績及び当該年度の活動予定	年 度	内 容	年間活動経費
	平成25年度	・ワークショップの実施 ・講演会「●●」の実施	290,000円
	平成26年度	・ワークショップの実施 ・講演会「●●」の実施	290,000円
	平成27年度	・ワークショップの実施 ・講演会「●●」の実施	290,000円

Ⅲ 総合計画該当チェックシート

府中市では、平成26年度から平成33年度までの8年間を計画期間とする「第6次府中市総合計画」を策定し、この計画に基づき、まちづくりを進めています。

「第6次府中市総合計画」は、市が将来どのようなまちにしていけるか、そのためにどのように取り組んでいくかについて、総合的かつ計画的に取りまとめたものです。

なお、「第6次府中市総合計画」は、市のホームページでご覧いただけます。

市民提案型協働事業で企画提案する事業は、「第6次府中市総合計画」のどの施策に位置付けられていますか？位置付けられるものにチェックしてみてください。

1 人と人が支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）	
1 健康づくりの支援 ……健康推進課	14 介護保険制度の円滑な運営 ……介護保険課
2 母子保健の充実 ……健康推進課	15 障害者への相談支援機能の充実 ……障害者福祉課
3 疾病予防対策の充実 ……健康推進課	16 障害者の社会参加支援 ……障害者福祉課
4 地域医療体制の整備 ……健康推進課	17 障害者の就労支援 ……障害者福祉課
5 保養機会の提供 ……住宅勤労課	18 障害者の地域生活支援 ……障害者福祉課
6 地域における子育て支援 ……子育て支援課	19 高齢者医療制度の普及と推進 ……保険年金課
7 子育て家庭の育児不安の解消 ……子育て支援課	20 国民健康保険の運営 ……保険年金課
8 子育て家庭の経済的負担の軽減 ……子育て支援課	21 国民年金の普及 ……保険年金課
9 ひとり親家庭への支援 ……子育て支援課	22 低所得者の自立支援 ……生活援護課
10 保育サービスの充実 ……保育支援課	23 勤労者の生活支援 ……住宅勤労課
11 高齢者の生きがいづくりの支援 ……高齢者支援課	24 公的な住宅の管理運営 ……住宅勤労課
12 高齢者の就労支援の促進 ……住宅勤労課	25 支え合いのまちづくり ……地域福祉推進課
13 高齢者の生活支援 ……高齢者支援課	26 福祉のまちづくりの推進 ……地域福祉推進課

2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| 27 自然環境の保全の促進
……環境政策課 | 33 ごみ減量化・資源化の推進
……ごみ減量推進課 |
| 28 緑のまちづくりの推進
……公園緑地課 | 34 ごみの適性処理の推進
……ごみ減量推進課 |
| 29 環境に配慮した活動の促進
……環境政策課 | 35 交通安全の推進
……地域安全対策課 |
| 30 まちの環境美化の推進
……環境政策課 | 36 地域安全の推進
……地域安全対策課 |
| 31 公害対策の推進
……環境政策課 | 37 危機管理対策の強化
……防災危機管理課 |
| 32 斎場・墓地の管理運営
……住宅勤労課 | 38 消防力の充実
……防災危機管理課 |

3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）

- | | |
|--|----------------------------------|
| 39 人権意識の醸成
……政策課 | 50 スポーツ環境の整備
……生涯学習スポーツ課 |
| 40 平和意識の啓発
……生涯学習スポーツ課 | 51 幼児教育の充実
……学務保険課 |
| 41 男女共同参画の推進
……市民活動支援課 | 52 教育環境の充実
……総務課 |
| 42 都市間交流の促進
……市民活動支援課 | 53 教育・指導内容の充実
……指導室 |
| 43 国際化の推進
……市民活動支援課 | 54 学校給食の充実
……学務保険課 |
| 44 学習機会の提供と環境づくりの推進
づくりの推進
……生涯学習スポーツ課 | 55 児童・生徒の健康
……学務保険課 |
| 45 図書館サービスの充実
……図書館 | 56 学校施設の保全
……総務課 |
| 46 市民の文化・芸術活動の支援
……文化振興課 | 57 青少年の健全育成
……児童青少年課 |
| 47 文化施設の有効活用
……文化振興課 | 58 地域コミュニティの活性化支援
……市民活動支援課 |
| 48 歴史文化遺産の保存と活用
……ふるさと文化財課 | 59 民間活力による地域貢献活動の促進
……市民活動支援課 |
| 49 スポーツ活動の支援
……生涯学習スポーツ課 | |

4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

60 計画的な土地利用の推進 ……計画課	70 下水道施設の機能確保 ……下水道課
61 良好な開発事業の誘導 ……計画課	71 中小企業の経営基盤強化の支援 ……経済観光課
62 震災に対応した建築物の誘導 ……建築指導課	72 地域協業の振興 ……経済観光課
63 質の高い建築物の確保 ……建築指導課	73 工場の育成 ……経済観光課
64 魅力ある景観の形成 ……計画課	74 観光資源の活用・創出による地域 活性化 ……経済観光課
65 駅周辺整備事業の計画的推進 ……地区整備課	75 消費生活の向上 ……経済観光課
66 けやき並木と調和したまちづくりの推進 ……計画課	76 農地の保全、府中参謀産物の流通 拡大と担い手の育成 ……経済観光課
67 公共交通の利便性の向上 ……計画課	77 農業とふれあう機会の拡充 ……経済観光課
68 道路等の整備 ……土木課	
69 道路等の適正な維持管理 ……管理課	

総合計画の実現に向けて（行財政運営）

78 広報活動・情報公開の充実 ……広報課	82 市民ニーズや行政課題に的確に対 対応できる人材の育成 ……政策課
79 広聴活動の充実 ……広報課	83 安定的な情勢サービスの提供 ……政策課
80 計画の着実な推進に向けたPDCAサイ クルの充実 ……政策課	84 情報通信技術の活用 ……情報システム課
81 長期的視点に立った公共資産の維持・活 用 ……建築施設課	85 持続可能な財政運営 ……財政課

IV よくある質問

- Q1 提案できる団体に、“市内に活動拠点を有する”とありますが、団体の構成員のほとんどが市外在住者の場合、応募はできないのでしょうか？
- A1 府中市では、協働の主体となる市民を、“市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人”としています。そのため、府中市内で事業を実施し、市民サービスの向上に寄与することが認められる事業であれば、団体の構成メンバーが市外の人であっても問題ありません。
- Q2 応募方法の中で、“担当課との調整”とありますが、担当課と打合せを実施した結果、事業内容が変わることがあるのでしょうか？
- A2 担当課との打合せは、提案いただいている事業をより実行性の高いものとするために実施します。そのため、打合せを踏まえて、より効果的な事業なるように、事業内容や役割分担等について修正をする場合があります。
- Q3 役割分担の中の“市の役割”として、どのようなものがありますか？
- A3 市の役割は、イベントのPRや情報発信、情報提供、関係機関や関連団体との調整、事業の補助、イベント当日の運営など、事業内容によって様々な役割が想定されます。協働事業は、それぞれの得意分野をいかすことによる相乗効果を期待するものであるため、事業内容に合った市の役割を考えましょう。
- Q4 事業実施にあたり、参加費を徴収しても問題はありませんか？
- A4 参加費を徴収しても問題ありません。事業実施に必要な範囲内（実費相当分）であれば、今後の自立性や継続性の確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。
- Q5 “第6次府中市総合計画”は、どこで見ることが出来ますか？
- A5 市役所 3 階市政情報公開室、中央・各地区図書館、スクエア 21・女性センターでご覧いただけます。また、市ホームページにも掲載しております。

V 市民提案型協働事業補助金審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10
先駆性		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的な事業か。	/5
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わるのがふさわしい事業であるか。	/10
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考えられているか。	/5
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。	/5
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5
事業成果	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。	/5
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。	/5
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	/5
	効果	課題解決のために協働で事業を実施することによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	/10
実現可能性	実施能力	事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など）があると認められる団体か。	/5
	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。	/10
	予算の適当性	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。	/5
	プレゼンテーション能力	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	/5
合計			100

VI 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成27年2月27日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。

2 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 施設等の整備を目的とするもの
- (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの

- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不相当と認めるもの

2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 会場等の使用料又は賃借料
- (7) 会場の舞台装置その他の設備の設置費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

(審査の方法)

第7条 市長は、規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に係る審査を行うため、規則第6条の規定による申請を行った者に対し、公開の場で当該申請に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。

2 市長は、交付決定に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 年 月府中市条例第 号）別表に規定する府中市市民協働推進会議に意見を聴くことができる。

(補助金の請求)

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより交付決定された額を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績

に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

問合せ先

協働事業は、行政と一緒に進む事業です。
企画の段階から一緒に考えていきましょう。
よい提案がありましたら、まずは市民活動支援課へご相談ください。

府中市市民協働推進本部 市民活動支援課 市民協働推進担当

〒183-8703 府中市宮西町2-24

電話：042-335-4414 FAX：042-365-3595

E-mail：siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp